

災害医療救護活動に関する協定

京都市（以下「甲」という。）と社団法人京都府医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急的な災害医療救護活動（以下「災害医療救護活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、京都市地域防災計画に基づき甲が実施する災害医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに關し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時医療救護計画の策定）

第2条 乙は、医療班による災害医療救護活動を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療班の派遣要請）

第3条 甲は、災害医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに医療班を甲が指定する救護所に派遣するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害現場、避難所及び医療が可能な医療施設等に救護所を設置する。

2 乙は、甲が救護所を設置するに当たり、必要な協力を行うものとする。

（医療班の業務）

第5条 医療班は、救護所及び災害医療救護活動を必要と認める応急救助現場（以下「救護所等」という。）において、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 傷病者に対する応急的な災害医療
- (2) 傷病者の後送医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

(指揮)

第6条 救護所の運営管理に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 救護所等における災害医療救護活動に関する事項の指揮は、医療班の責任者が行うものとする。

3 複数の医療班が同一の救護所等で活動する場合については、それぞれの医療班の責任者が協議して、前項の指揮を行う代表責任者を定めるものとする。

(連絡調整)

第7条 医療班に係る甲と乙の間における連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が行うものとする。

(医薬品の提供等)

第8条 医療班は、原則として甲が提供する医薬品及び医療資器材等を使用するものとする。

2 医療班の災害医療救護活動に必要な医薬品及び医療資器材等の調達及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

3 医療班が携行した医薬品及び衛生資器材等を使用した場合における経費は、甲が負担するものとする。

(後送医療施設への搬送)

第9条 乙は、甲が傷病者を後送医療施設へ搬送する場合は、必要な協力を行うものとする。

(医療費)

第10条 救護所等における応急的な災害医療救護活動は、原則として無償で行うものとする。

2 後送医療施設における医療に係る医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(医事紛争発生の措置)

第11条 この協定に基づき医療班が実施した災害医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

2 医療班が実施した災害医療救護活動に関して、傷病者と収容した後送医療施設との間に医事紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(報償)

第12条 甲は、医療班員に対し、別に定めるところにより報償金を支給するものとする。

(災害補償)

第13条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療班員が災害医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は災害医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、京都市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

(訓練)

第14条 乙は、甲の要請を受けた場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するため、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

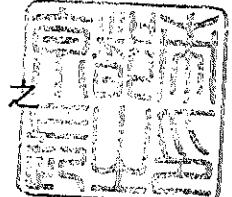


平成 8 年 1 月 26 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

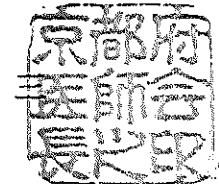
代表者 京都市長 田邊朋之



乙 京都市中京区壬生東高田町1番地の9

社団法人京都府医師会

代表者 社団法人京都府医師会長 横田耕



災害医療救護活動に関する協定実施細目

京都市（以下「甲」という。）と社団法人京都府医師会（以下「乙」という。）とは、平成8年1月26日に甲乙間で締結した「災害医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）第15条の規定に基づき、次とおり実施細目を定める。

（災害時医療救護計画）

第1条 協定第2条第1項に規定する災害時医療救護計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（1）医療班の編成及び出動体制

ア 班の医師、看護婦その他職種別構成

イ 班の地域別編成及び出動体制

ウ 携行することができる医薬品及び衛生資器材等の内容及び数量

（2）地区医師会その他関係機関との連絡体制

（3）医薬品及び衛生資器材等の備蓄体制

（4）訓練

（5）その他必要事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条第1項に基づく派遣の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書又は口頭により行うものとする。この場合において、口頭による要請を行ったときは、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（1）災害発生の日時及び場所

（2）災害の原因及び状況

（3）派遣を要する救護所の場所

（4）派遣を要する班数及び医薬品など

（5）派遣の期間

（6）その他必要な事項

（避難所）

第3条 協定第4条第1項に規定する避難所は、広域避難場所、一時避難場所、避難収容施設及び甲が被災者を収容し、保護することを目的に指定した場所とする。

(救護所における協力)

第4条 協定第4条第2項に規定する必要な協力とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

- (1) 救護所を設置する医療施設に対する協力要請
- (2) 医薬品及び衛生資器材等の調達に関する情報提供
- (3) 救護所で実施する応急的な災害医療に関する情報提供
- (4) その他必要事項

(連絡調整者の指定)

第5条 協定第7条に規定する指定する者は、甲においては京都市衛生局に属する職員、乙においては乙の事務局に属する職員からそれぞれ指名するものとする。

(医薬品の携行)

第6条 協定第8条第3項に規定する医療班が携行した医薬品及び衛生資器材等については、医薬品等使用報告書（第1号様式）を添付して請求するものとする。

(後送医療施設への搬送に伴う協力)

第7条 協定第9条に規定する必要な協力とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

- (1) 傷病者の症状に適応した必要診療科目の指示
- (2) 傷病者の症状に適応した後送医療施設の選定
- (3) 傷病者の搬送に伴う医師の同乗
- (4) その他必要事項

(医事紛争発生時の措置)

第8条 協定第11条に規定する医事紛争が生じた場合、乙は、医事紛争報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(報償金の額、請求)

第9条 協定第12条に規定する報償金の額については、別表に定めるものとする。

2 乙は、医療班員に支給される報償金の請求を、報償金請求書（第3号様式）に各医療班ごとの医療班活動実績報告書（第4号様式）及び医療班診療記録書（第5号様式）を添付して行う。

(協議)

第10条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

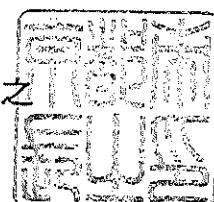
この細目の締結を証するため、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年1月26日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

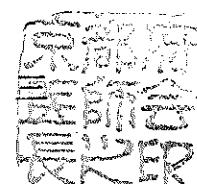
代表者 京都市長 田邊朋之



乙 京都市中京区壬生東高田町1番地の9

社団法人京都府医師会

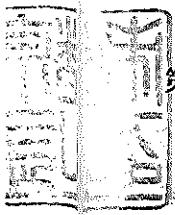
代表者 社団法人京都府医師会長 横田耕



別表（第9条関係）

報償金の額

医療班員の区分	対象経費	報 償 金 の 額
医師、薬剤師、助産婦、看護婦	報 償 金	京都府災害救助法施行細則（以下「細則」という。）第11条に定める日当の額
上記以外の医療班員	同 上	細則第3条に定める人夫賃の額



第1号様式（第6条関係）

醫藥品等使用報告書

地区医師会名

班名		責任者名	
----	--	------	--

第2号様式（第8条関係）

医事紛争報告書

当事者名		性別	男 女	年齢	歳	住所	
医療班名			職 種				
相手方氏名			住 所				

紛争の内容（日時、場所、経過等）



第3号様式（第9条関係）

報 償 金 請 求 書

年 月 日

(あて先) 京都市长

(社) 京都府医師会
会長 印

請求金額

円

ただし、災害時の医療救護活動に対する報償金として、上記のとおり請求します。

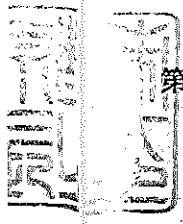
付記事項：

医療班活動実績報告書

(年 月 日)

地区医師会名	医療救護活動場所	医療班員出動数	活動状況		
			医 師 名	月 日 時	
		看護要員 名		～	月 日 時
		その他（職種） 名			
		合 計 名	取扱件数 件		
			搬 送 件		
			死体処理 件		
		医 師 名	月 日 時		
			看護要員 名	～	月 日 時
		その他（職種） 名			
		合 計 名	取扱件数 件		
			搬 送 件		
			死体処理 件		
		医 師 名	月 日 時		
			看護要員 名	～	月 日 時
		その他（職種） 名			
		合 計 名	取扱件数 件		
			搬 送 件		
			死体処理 件		

COPIED



第4号様式（2）（第9条関係）

醫療班活動實績報告書

地区医師会名



錄言已瘳診班瘡瘍医

關係